

地域管理経営計画の概要

江の川上流森林計画区（広島県）

1 森林計画区の概況

国有林野面積は12,398haであり、広島県北部の中国山地に大きな団地が分布しているほか、小さな団地が各所に散在しています。



計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は5%、森林面積に占める割合は6%となっています。

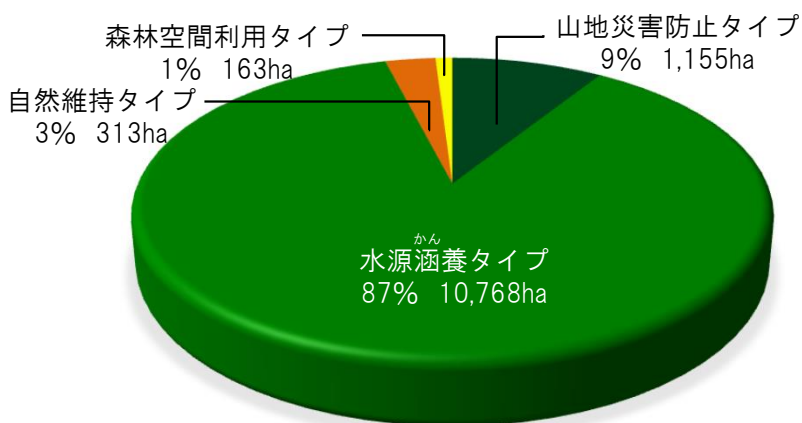
計画区内の国有林野のうち98%が水源かん養保安林に指定されており、重要な水源涵養機能の一端を担っています。森林資源のうち国有林野面積（林地）の67%が人工林であり、公益的機能の高度発揮を図りつつ、木材の安定供給にも努めることとしています。

また、一部の国有林野は「比婆道後帝釈国定公園」や「神之瀬峡県立自然公園」に指定されているほか、全国的にも希少なアベマキの巨木林があり、自然環境教育や保健休養の場として、多くの人々に利用されています。

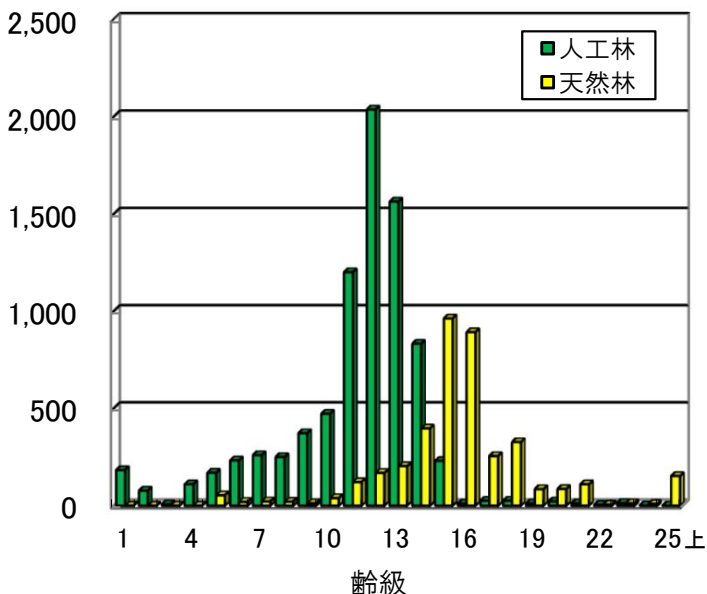
森林計画区内における森林面積の割合



機能タイプの割合



面積(ha) 齢級別面積



注1 各データは令和6年現在。
 注2 四捨五入等により内訳と合計が合わない場合がある。
 注3 齢級とは、5年をひとくりにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

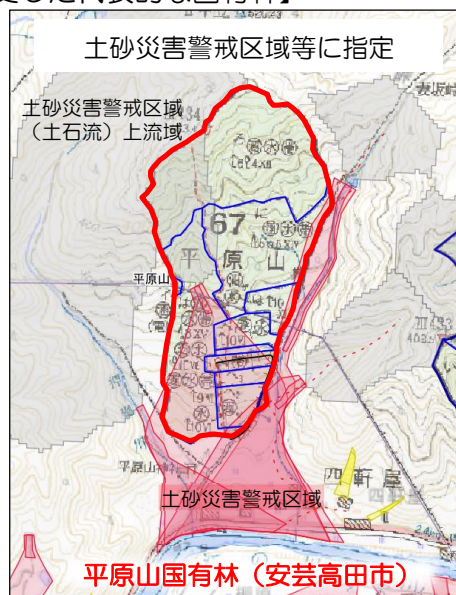
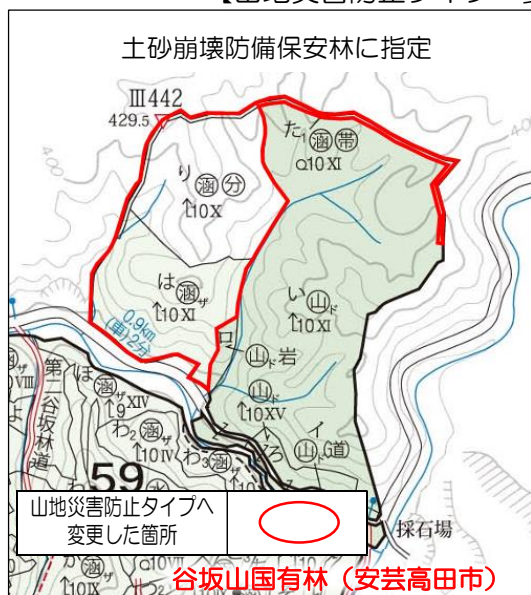
2 計画策定にあたってのポイント

(1) 災害に強い国土基盤の形成に向けての機能類型の変更

気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえ、崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止することを目的とする「土砂崩壊防備保安林」に指定された箇所や土砂災害警戒区域等に指定されている箇所などについて、「水源涵養タイプ」から「山地災害防止タイプ」へ変更しました。

機能類型	新計画 (ha)	現計画 (ha)	現計画比 (ha)	国有林名 (市町村)	変更前の機能類型
山地災害防止タイプ	1,154.74	1,110.33	+44.41	谷坂山・平原山・柿原山 (安芸高田市) 宇遠木山・鳴瀬山 (三次市)	水源涵養タイプ

【山地災害防止タイプへ変更した代表的な国有林】



【岩石が露出している箇所】



【崩壊地が見受けられる】



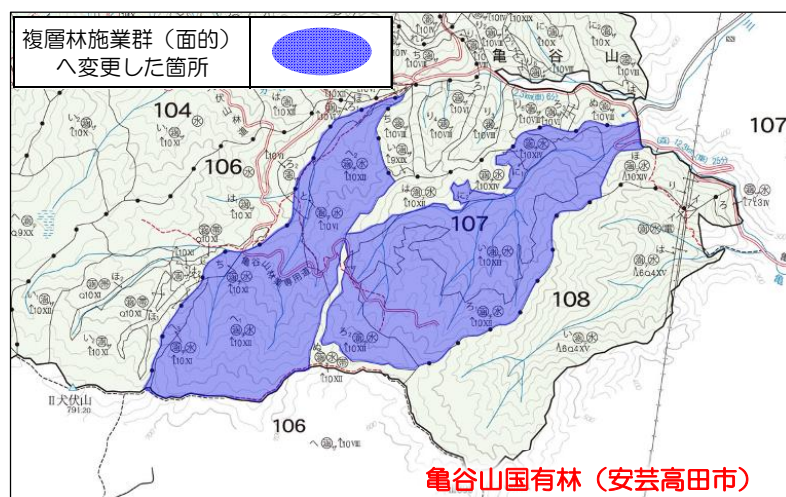
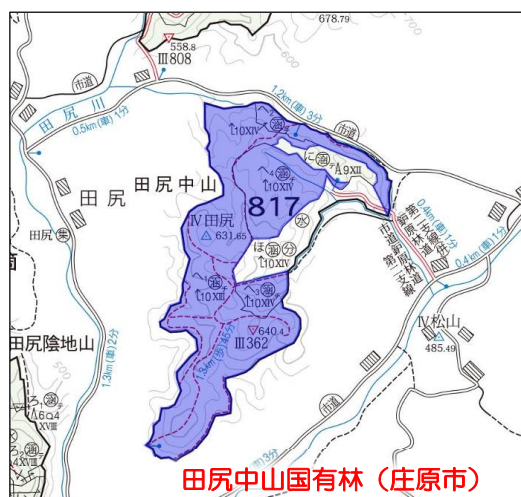
(2) 森林の有する多面的機能の発揮に向けた施業群の変更

森林・林業基本計画において、急傾斜地や林地生産力の低い森林のうち、公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林については、帯状等の伐採と植栽により育成複層林へと誘導することとされています。

このため、水源涵養タイプの人工林のうち一定の条件に見合うものについては、育成複層林へ誘導する施業を行う、「複層林施業群 (面的)」へ変更しました。

施業群	新計画 (ha)	現計画 (ha)	現計画比 (ha)	変更前の施業群
複層林施業群 (面的)	500.51	—	+500.51	長伐期施業群

【複層林施業群 (面的) へ変更した代表的な国有林】



3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 主要事業量 (令和7年度～令和11年度：5か年)

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、1,930ha (22.9万㎡) の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めます。

また、509ha (18.4万㎡) の主伐を実施します。

事業区分		新計画	現計画	増減事由
伐採総量	主伐	509ha (184,308㎡)	517ha (184,749㎡)	対象となる分収林の減
	間伐	1,930ha (228,784㎡)	1,928ha (206,032㎡)	間伐対象林分の増
更新総量	人工造林	472.84ha	560.58ha	対象箇所減少に伴う減
	天然更新	—	—	—
保育総量	下刈	1,776.80ha	1,891.50ha	人工造林の減少に伴う減
	除伐	124.93ha	124.62ha	対象箇所増加に伴う増
林道事業	開設	2,306m	5,000m	森林整備箇所に応じた減
	改良	655m	385m	修繕箇所の増加に伴う増
治山事業	保全施設	14箇所	16箇所	復旧が必要な荒廃地の減少に伴う減
	保安林の整備	11.67ha	4.46ha	整備対象森林の増加に伴う増

注1 主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。

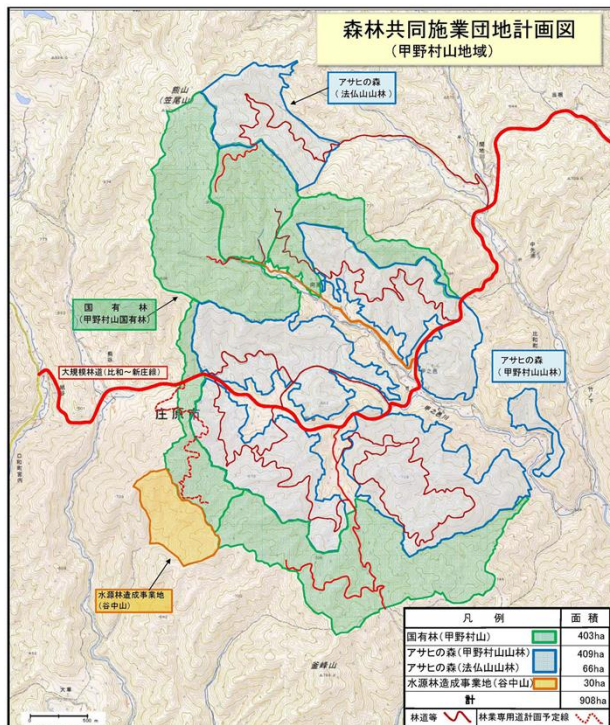
2 間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

3 更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。

4 除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

(2) 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林づくり推進協定を締結するとともに森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、民有林と協調を図りつつ計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組みます。本計画区では1箇所にて協定を締結しています。



名称 (所在市町村)	対象地	
甲野村山地域 森林共同施業団地 (庄原市)	民有林	505ha アサヒの森 水源林造成事業地
	国有林	403ha 甲野村山国有林
	計	908ha

連携して行う取組み

効率的な森林整備の推進、木材の安定的な供給体制の確立と間伐材の利用促進。

【運営会議の様子】



広島北部森林管理署 (三次市)

【開設した林業専用道】



甲野村山国有林 (庄原市)

4 林産物の供給に関する事項

木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

列状間伐、路網、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進するとともに、自然条件・社会的条件を考慮して主伐を実施し、木材供給に取り組みます。

また、伐採・搬出した木材を製材工場等の需要者に直接販売する「国有林材の安定供給システム販売」を推進することにより、地域における計画的かつ安定的な木材供給体制の構築に努めます。

本計画区の伐採計画量は、人工林資源が多い庄原市の国有林野において、全体の約6割を占めています。



5 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

技術開発目標に基づき、林業の低コスト化に向けた造林・保育・生産技術、公益的機能の高度発揮を図るための森林施業及び保全技術、効率的な森林管理及び健全な森林の育成技術の確立に向けた技術開発を計画的に進めます。

本計画区では、再造林の省略化に向けた低密度植栽試験地を設定し、成長把握試験を実施するとともに管内の各市が進める各種施策の実現に向けた支援の一環として森林施業現場の現地検討会等を行っています。

【低コスト林業現地検討会での造林用機械実演の様子】



【低密度植栽試験現地検討会の様子】

